

しんきんファクシミリ振込利用規定

第1条 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第2条 サービスの内容

1. 契約者からのファクシミリデータ伝送による振込依頼にもとづき、契約者が指定した当金庫本支店、あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込指定口座」といいます。）へ入金します。
2. 振込依頼は、契約者が占有管理する当金庫指定機種のファクシミリを使用して送信してください。

第3条 振込の受付等

1. 振込を依頼する場合は、振込依頼明細を当金庫所定の振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます。）に記入のうえ、ファクシミリにより当金庫所定の時限までにしんきんファクシミリ振込サービスセンターあて送信してください。
2. 当金庫は、契約者から送信された振込依頼明細を文字認識装置で読み取り、その読み取り結果を契約者のあらかじめお届けのファクシミリあて返信します。契約者は、返信内容と振込依頼書の内容を照合し、誤りがある場合は振込依頼書の当該部分を所定の方法により訂正して再送信してください。
3. 当金庫からの返信内容に誤りがないことを確認した場合には、契約者はプッシュボタン電話により所定の方法で振込依頼の承認（以下「振込承認」といいます。）をしてください。この場合、お客様番号、届出の暗証番号および承認番号は正確に入力してください。
なお、当金庫所定の時限までに振込承認がなかった場合、当該振込依頼はなかったものとします。
4. 振込承認の際に当金庫が確認したお客様番号、暗証番号および承認番号が、当金庫があらかじめ指定したお客様番号、当金庫にお届けの暗証番号および承認番号と一致した場合は当金庫は正当な契約者からの振込依頼とみなして振込手続きを行います。
なお、当金庫に振込承認した後は、振込依頼明細の変更・取消はできないものとします。

第4条 振込手続

当金庫は次により振込手続きを行います。

なお、該当口座なし、またはその他の事由により振込不能のものがあった場合は、当金庫は当該振込金を契約者の預金口座へ入金することにより返却します。

1. 給与振込
 - (1) 給与振込は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）の振込に限りします。
 - (2) 振込指定口座は、当金庫本支店または当金庫が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「振込指定金融機関」といいます。）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。
 - (3) 契約者は、前項の振込指定口座については、あらかじめ当金庫所定の給与振込口座確認書を当金庫取引店に提出し、当金庫本支店または振込指定金融機関から口座確認を受けてください。
 - (4) 給与の振込指定日は当金庫の営業日とし、契約者が振込依頼書により指定するものとします。
 - (5) 当金庫は受給者に対して入金通知を行いません。
 - (6) 受給者に対する振込金の支払開始時刻は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
2. 総合振込
 - (1) 振込指定口座は、当金庫の本支店または当金庫が為替契約を結んでいる金融機関の国内本支店の普通預金または当座預金とします。
 - (2) 振込指定日は当金庫の営業日とし、契約者が振込依頼書により指定するものとします。
 - (3) 当金庫は振込金の受取人に対して入金通知を行いません。
 - (4) 受取人に対して振込金の支払いができる時限は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

第5条 手数料および振込資金の決済

1. 契約者は、当金庫ホームページ掲載の取扱手数料を支払うものとします。
 - (1) 基本契約料
契約者は、本サービスについての当金庫ホームページ掲載の基本契約料を毎月毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。
 - (2) 振込手数料
契約者は、振込明細ごとに当金庫ホームページ掲載の振込手数料を当金庫所定の方法により支払うものとします。
2. 契約者は、振込資金を前項取扱手数料とともに振込指定日までに支払指定口座に入金するものとします。当金庫は、この資金を振込指定日に支払指定口座から引き落とすものとします。
なお、これらの資金が次の（1）および（2）項に指定する日までに入金されなかった場合、当金庫は直ちに振込手続きを中止し、当該振込依頼はなかったものとします。
 - (1) 給与振込の振込資金
振込指定金融機関への為替電文発信日の前営業日までとします。
 - (2) 総合振込の振込資金
振込指定日の前営業日までとします。
3. 振込資金、基本契約料および振込手数料は、当金庫の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定取引規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の呈示なしに契約者の支払指定口座から自動的に引き落とすものとします。

第6条 免責事項

1. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 振込承認の際に送信されたお客様番号、暗証番号および承認番号と、当金庫があらかじめ指定したお客様番号、お届けの暗証番号および承認番号の一致を確認して取扱いしましたうえは、お客様番号、暗証番号および承認番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
なお、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

第7条 届出事項の変更等

暗証番号、支払指定口座、ファクシミリ番号等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により、直ちに取引店へ届けてください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第8条 解約

この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

また、契約者に連絡がとれない状態が生じた場合には、当金庫は届出住所あて解約通知を発送することにより、この契約を解約することができるものとします。

なお、支払指定口座が解約された場合は、この契約は失効するものとします。

第9条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、貯蓄預金規定、カードローン規定およびカードローン約定書により取扱います。

第10条 契約期間

この契約の期間は契約日から起算して1年間とします。

ただし、契約者または当金庫から特段の申し出がない場合は、さらに契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

第11条 規定の改定

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上